

Ⅱ 助産専門職大学院認証評価申請・ 自己点検評価等実施要項

Ⅱ 助産専門職大学院認証評価申請要項・自己点検評価等実施要項

1 助産専門職大学院認証評価申請要項

特定非営利活動法人日本助産評価機構（以下「機構」という。）が平成25年度に実施する学校教育法第99条の1に規定される助産専門職大学院認証評価に関する申請の手続等は、次のとおりです。

(1) 申請の資格

助産専門職大学院を置く大学とします。

(2) 申請手続等

- ① 申請は、平成25年1月31日（木）までとします。
- ② 評価を希望する助産専門職大学院を置く大学は、「助産専門職大学院認証評価申請書」を作成し、機構へ郵送により提出してください。
- ③ 機構は、評価を希望する助産専門職大学院を置く大学からの申請書受理後速やかに当該大学に対し申請受理通知書を送付します。

(3) 評価手数料

評価を実施するに当たって、以下の評価手数料を徴収します。

認証評価料 3,500,000円（消費税込み）

(4) 評価手数料の払込

- ① 機構は、評価を申請した助産専門職大学院を置く大学（以下「申請大学」という。）に対し、請求書を平成25年2月末日までに送付します。
- ② 申請大学は、平成25年4月30日（火）までに機構の指定する銀行口座に評価手数料を振り込んでください。その際の振込手数料は、申請大学の負担とします。

(5) 評価の実施等

機構は、申請大学からの自己点検評価報告書の提出及び評価手数料の払込確認後、当該助産専門職大学院の評価に着手します。

評価結果は、評価報告書として、申請大学及びその設置者に提供するとともに、機構のウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。

(6) その他

- ① 申請大学が、やむを得ない事情により申請を取り下げる必要が生じた場合には、事前に機構と協議をお願いします。
- ② この要項に定めるもののほか、申請に関し必要な事項は、機構が別に定めます。

(7) 申請書送付先

〒111-0035

東京都台東区鳥越2-12-2 日本助産師会館3階

特定非営利活動法人日本助産評価機構

助産専門職大学院認証評価部

2 自己評価実施要項

はじめに

この自己評価実施要項は、特定非営利活動法人日本助産評価機構が定める助産専門職大学院評価基準に基づき、助産専門職大学院が評価を受ける際に行う自己評価の方法等について記載したものです。

本要項は2部構成、「1 助産専門職大学院認証評価の基本的な内容等」、「2 自己評価の具体的方法や自己点検評価報告書の作成方法及び提出方法等」となっています。評価を受ける助産専門職大学院が行う自己評価が具体的に行えるよう記載されていますので、本要項に沿って、適切かつ効果的な自己評価を実施して下さい。

1) 助産専門職大学院認証評価の基本的な内容等

本章は、特定非営利活動法人 日本助産評価機構（以下、「当機構」という。）が、助産専門職大学院に対して実施する助産専門職大学院認証評価（以下、「評価」という。）の基本的な内容等を記載したものです。

(1) 評価の目的

日本助産評価機構は、助産専門職大学院を置く大学からの求めに応じて認証評価を実施します。その目的は、日本の助産専門職大学院における教育水準の維持および向上を図ると共に、当該助産専門職大学院の個性的で多様な発展に資することです。そのために、当機構が定める評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施します。

- 1 助産専門職大学院の教育活動等の質の保証と向上を図るため、助産専門職大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- 2 当該助産専門職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、教育活動等について関連する大学関係者および助産職能団体役員、有識者等を加えた多面的な評価を実施し、評価結果を当該助産専門職大学院にフィードバックすること。
- 3 助産専門職大学院における人材育成について、広く国民の理解と支持を得られるよう教育活動等の状況を明らかにし、それを広く社会に示し、説明責任を果たす役割を担うこと。

(2) 評価の基本的な方針

上記の評価の目的を踏まえ、以下の基本的な方針に基づいて評価を実施します。なお、これらの方針は、学校教育法第99条に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める文部科学省令を踏まえています。

1 評価基準に基づく適格認定の評価

この評価は、評価基準に基づき、各助産専門職大学院の教育活動等の状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。評価の結果、評価基準に適合していると認めた場合に、適格認定を行います。

機構から適格認定を受けた助産専門職大学院（以下、「機構認定助産専門職大学院」という。）は、評価基準で定める要件を継続的に充足するだけでなく、当該助産専門職大学院の理念・教育目的に照らして、教育活動等の水準を高めるよう努めることが必要です。

2 教育活動を中心とした評価

この評価は、助産専門職大学院が専ら高度な助産実践者あるいは教育指導者の教育を行うことを目的としていることから、教育活動を中心とした評価を実施します。

3 助産専門職大学院の個性の伸長に資する評価

この評価は、評価基準に基づいて実施しますが、その判断に当たっては、評価対象助産専門職大学院の個性や特色が十分に発揮できるよう、各助産専門職大学院が有す

る「目的」を踏まえて実施します。このため、基準の設定においても、当該助産専門職大学院の目的を踏まえた評価を行えるような配慮をしています。

4 自己評価に基づく評価

評価は、教育活動等の個性化や質的充実に向けた当該助産専門職大学院の主体的な取組を支援し、促進するためのものです。評価を実施するにあたっては、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして機構の示す評価基準、及び自己評価実施要項に基づいて、助産専門職大学院が自ら評価を行うことが大切です。

評価は、助産専門職大学院が行う自己評価の結果を分析し、その結果を踏まえて実施します。

なお、機構の評価を希望する助産専門職大学院の自己評価員に対して、機構の実施する助産専門職大学院認証評価の仕組みや方法、自己点検評価報告書の作成等について説明し、評価実施への理解が深まるようにします。

5 ピア・レビューを中心とした評価

助産専門職大学院の教育活動等を適切に評価するため、助産専門職大学院の教育に深い見識を有する大学関係者及び、助産実践者、並びに一般の学識経験者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。

6 透明性の高い評価とシステムの改善

評価結果に対する異議申し立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い評価を行います。また、評価経験者の意見や評価を受けた助産専門職大学院等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。

(3) 評価の実施体制等

1 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、助産専門職大学院に深い見識を有する大学関係者及び、助産実践者、並びに一般の学識経験者から構成される助産専門職大学院認証評価評議会（以下、「評議会」という。）を設置します。さらにその下に、具体的な評価を実施するための評価委員会を編成します。評価委員会は、大学関係者、助産実践者及び一般有識者を配置します。更に対象助産専門職大学院毎に評価委員会が選任した評価員から成る評価チームを編成します。ただし、評価を受ける助産専門職大学院（以下、「対象助産専門職大学院」という。）に関係する評価員は、当該評価チームには配置しません。また、評価員は、助産師教育機関及び助産師関係団体等から広く推薦を求め、その中から、機構の理事会等の議を経て決定します。

2 評価員に対する研修

機構が実施する評価をより実効性の高いものとするために、客観的な立場から専門

的判断を行い、信頼性の高い評価を実施する必要があります。このため、評価員の共通理解の下に、公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう助産専門職大学院認証評価の目的、内容及び方法等について研修を行います。当機構では、このような研修を受けた評価員が評価を実施します。

(4) 評価の実施方法等

1 評価基準の内容

- (1) 評価基準は、専門職大学院設置基準に規定される設置基準等を踏まえ、同法第5条に基づいて作成しています。さらに、当機構が助産専門職大学院の教育活動等に対して適格認定をするために、助産専門職大学院に必要な要件、及び、当該助産専門職大学院の理念・目的に照らして、教育活動等の状況を多面的に分析する内容を定めたものです。
- (2) 評価基準は、9章で構成され、章ごとに必要な基準が定められているとともに、当該基準に関する説明、及び例示を規定した解釈指針が設けられています。

2 評価プロセスの概要

評価は、概ね以下のようなプロセスで実施されます。

(1) 助産専門職大学院における自己評価

対象助産専門職大学院は、本自己評価実施要項に従って、自己評価を実施し、自己点検評価報告書を作成します。自己評価は、基準ごとに、基準及び解釈指針に従って、助産専門職大学院の教育活動等の状況について数値などを示しながら分析し、自己評価した結果を記述します。

対象助産専門職大学院には、すべての基準に係る状況を分析、記述することが求められます。ただし、「・・・の場合」といった条件が付されている基準や解釈指針について、該当しない場合には分析する必要はありません。

また、評価基準ごとに、高度助産実践者の育成の基本理念や当該助産専門職大学院の目的に照らして優れた点や改善を要する点等を抽出し記述します。

(2) 当機構における評価

- ① 基準ごとに、自己点検評価報告書の記述を踏まえ、基準を満たしているかどうかの判断を行い、その理由を明らかにします。
- ② 基準ごとに、記述の中から当該助産専門職大学院の理念・教育目的に照らして、その取組が優れていると判断される場合や改善の必要が認められる場合に、その旨の指摘を行います。
- ③ 評価の結果、すべての基準を満たしている場合に、評価基準に適合していると認め、当該助産専門職大学院に適格認定を行い、その旨を公表します。また、1つでも満たしていない基準があれば、評価基準に適合していないものとして、当該助産専門職大学院に適格と認定されないことを通知します。

(3) 評価方法

評価は、書面審査及び現地調査により実施します。書面審査は、自己評価実施要項に基づき、対象助産専門職大学院が作成する自己点検評価報告書、及び、当機構が独自に調査・収集する資料・データ等の分析に基づいて実施します。現地調査は、別に定める実施要項に基づき、評価員が対象助産専門職大学院を訪問し、書面審査では確認することのできない内容等を中心に実施します。

(4) 意見の申立て

評価結果は、助産専門職大学院における教育活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性・正確性を確保し、確定する必要があります。このため、書面審査結果をまとめた調査報告書（案1）、及び現地調査後にまとめた調査報告書（案2）に対する見解や質問事項を機構に提出する機会を設けます。さらに、評価委員会が評価結果を確定する前に評価報告書（原案）を当該助産専門職大学院に通知し、それに対する見解や質問事項を機構に提出する機会を設けます。その後、再度審議を行った上で最終的な評価結果を確定します。

(5) 異議の申立て

適格と認定されない評価結果に対する異議の申立ての審議に当たっては、評議会の下に異議審査委員会を置き、その議を踏まえて、評議会において最終的な決定を行います。

(6) 評価基準の改訂等

当機構は、助産専門職大学院関係者、助産実践者、及び、一般有識者の意見を踏まえて、適宜、評価基準等の改善を図り、評価システムの構築に努めます。

評価基準の改訂及び評価方法の必要な事項の変更は、事前に助産専門職大学院関係者及び、助産実践者等へ意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、評議会において審議・決定します。

評価基準を変更しようとする場合、あらかじめ、文部科学大臣に届け出るとともに、変更後すみやかに対象専門職大学院に通知します。

変更後の評価基準は、文部科学大臣への届け出とともに、評価対象となる助産専門職大学院への通知がなされた年度の翌年度に対象専門職大学院が作成する自己点検評価報告書にかかる評価に対して適用されます。但し、対象専門職大学院が同意した場合には、繰り上げて適応することができます。

(5) 評価の結果と公表

- 1 評価結果は、当該助産専門職大学院において確定した評価報告書を文部科学大臣に

提出します。

- 2 評価報告書は、対象助産専門職大学院ごとに作成し、当該助産専門職大学院を置く大学に通知します。
- 3 評価結果は当機構の印刷物の刊行、及び、**WEB**により、広く社会に公表します。

(6) 情報公開

- 1 当機構は、社会と大学の双方に開かれた組織であり、教育評価については、常に透明性・客観性を高めることが求められています。このことから、評価基準、評価方法、評価の実施体制等、学校教育法施行規則第71条の5第1項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り**WEB**への掲載等適切な方法により、広く社会に提供します。
- 2 当機構に対し、評価に関する文書の開示請求があった場合は、特定の個人を識別できるものや、開示すると法人の正当な利益を害する恐れがあるもの等を除き、原則として評価に関して保有する情報を開示します。ただし、助産専門職大学院から提出され、機構が保有することとなった文書の開示に当たっては、当該助産専門職大学院等と協議します。

(7) 評価の時期

- 1 評価は、毎年度1回実施します。
- 2 評価を希望する助産専門職大学院を置く大学は、評価の実施を希望する前年度の1月末までに、別に定める様式(様式1)に従って申請する必要があります。なお、当機構は、助産専門職大学院を置く大学から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該助産専門職大学院の評価を実施します。
- 3 助産専門職大学院は、開設後5年以内に初回の評価を受け、以降は5年以内毎に次の評価を受けるものとします。

(8) 教育課程または教員組織の重要な変更への対応

対象助産専門職大学院が認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、教育課程または教員組織に重要な変更があった場合は、すみやかに変更に係る事項を機構に通知しなければなりません。その内容について評議会において審議します。審議の結果、次の評価を待たずに評価を実施する必要があると判断した場合には、その旨を当該助産専門職大学院に通知します。さらに、その助産専門職大学院から申請があれば、それに基づいて当該事項に関する評価を実施し、助産専門職大学院としての適格認定の判断を行います。

また、対象助産専門職大学院の意見を聴いた上で、必要に応じ、変更前に評価し公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講じます。

(9) 助産専門職大学院年次報告書

当機構が認定した助産専門職大学院は、基準7-2-2に規定する教育活動等に関する

重要事項を記載した文書を、次に定めるところによって、助産専門職大学院年次報告書として、次の評価までの間、毎年度、機構へ提出することとしています。

1 助産専門職大学院年次報告書の作成

当機構認定の助産専門職大学院は、教員組織、収容定員及び在籍者数、教育課程及び教育方法、修了者の進路及び活動状況等、機構が指定した事項についての年次報告書を機構に提出してください。（様式10参照）

2 助産専門職大学院年次報告書の提出

適格認定を受けた翌年度から助産専門職大学院年次報告書を作成し、各年度6月末までに機構へ提出してください。

2) 自己評価の具体的方法や自己点検評価報告書の作成方法及び提出方法等

(1) 助産専門職大学院認証評価の内容等

1 評価の対象

高度な助産専門職業人の養成を目的とした助産専門職大学院とします。

2 評価の内容・方法

評価基準は、章、基準、解釈指針で構成しています。評価は、9つの章立てに沿い47の基準を満たしているかどうかの評定を行います。

助産専門職大学院全体として当機構の基準に適合しているか否かの評価判定を行う。

本評価は、対象助産専門職大学院の教育活動等の状況を対象にして、機構が定める評価基準に基づいて実施します。評価基準は、基準と解釈指針とで構成され、内容により1～9章に分けられています。

評価基準は、専門職大学院設置基準に規定される助産専門職大学院の設置基準等を踏まえて、同法第5条に基づいて行います。評価基準は、当機構が、助産専門職大学院の教育活動等に関し、適格認定をする際に助産専門職大学院として満たすことが必要と考える要件、及び当該助産専門職大学院の理念・教育目的に照らして、教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものです。当機構は、基準ごとにこれを満たしているかどうかの判断を中心に評価を実施します。

3 評価の方法

当機構は、評価基準に従い、評価対象となる助産専門職大学院の教育活動等を評価します。対象専門職大学院が作成した自己点検評価報告書、その他、当機構が必要と認めて入手した資料の分析・検討、および対象専門職大学院に関する面談調査、授業・施設の視察および関連資料の閲覧調査等を内容とする現地調査を実施します。

4 実施時期

申込年度	10月	助産専門職大学院認証評価に関する説明会の実施
	1月	評価の申請受付
受審年度	6月末	自己点検評価報告書の提出
	8～10月	書面審査及び現地調査の実施
	12月	評価結果の確定前に当該助産専門職大学院に評価報告書（原案）を通知
	1月	対象助産専門職大学院からの意見の申立ての受付締切
	3月	評価報告書の確定、公表

(2) 自己評価の方法等

1 目的の記載

1) 目的の意義

評価における助産専門職大学院の「目的」とは、教育上の理念・教育目的、育成しようとする助産師像等をいいます。

目的の記載に当たっては、助産専門職大学院が現在周知・公表している目的、及びその目的から派生する内容も含めて、助産専門職大学院の個性や特色が活かされるよう考慮してください。

なお、助産専門職大学院の「目的」という名称で明文化されていない場合であっても、教育上の理念・教育目的、育成しようとする助産師像等を定めている場合には、それを記載してください。

2) 目的と評価基準との関係

助産専門職大学院認定評価は、評価基準に基づき、各助産専門職大学院の教育活動等の状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。基準の内容は、助産専門職大学院の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育活動等に関して助産専門職大学院が有する目的を踏まえて評価を行うよう配慮しています。

評価の実施に当たっては、対象助産専門職大学院が目的を明示することが必要です。当機構が評価を実施するに当たって、各基準において、この目的を踏まえることで助産専門職大学院の個性や特色が評価に反映されます。

2 評価基準第1章～第9章の自己点検評価

1) 章ごとの自己評価のプロセス

章ごとの自己評価は、評価基準に示された1～9の章ごとに、優れた点及び改善を要する点等を記述します。

なお、抽出する事項がない場合は、「該当なし」と記述してください。

2) 基準ごとの分析

基準ごとの分析に当たっては、解釈指針の内容を踏まえ「現状と評価」および「根拠となるデータ」を記述してください。特に、当該基準規定されている解釈指針のうち、

「定められた内容が満たされていることが求められるもの」及び、「少なくとも定められた内容に関する措置が講じていることが求められるもの」については、必ずこの内容を踏まえて記述してください。当該解釈指針は、「Ⅱ 助産専門職大学院認証評価申請・自己点検評価等実施要項、3助産専門職大学院自己評価の各評価基準」（〇〇頁）に示してあります。

「現状と評価」および「根拠となるデータ」は、自己点検評価報告書提出時までの評価可能な状況について分析し、自己評価した結果を記述します。この際、取組や活動内容等について、当該基準の状況が明確になるよう、現在に至るまでの経緯や過去の状況も含めるなど、根拠となる資料・データ等を示しつつ、適切に記述してください。また、基準ごとに、根拠となるデータを示しながら、教育上の理念・教育目的等を踏まえて、個性や特色を表すように記述してください。

なお、原則として基準ごとに分析を行うことになっていますが、基準によっては、他の基準の分析状況を踏まえて、記述してください。

また、「・・・の場合」といった条件が付されている基準及び解釈指針について、これに該当しない場合には、「該当なし」と記述してください。

（3）自己点検評価報告書等の作成及び提出方法

1 自己点検評価報告書の構成及び様式

1) 自己点検評価報告書の構成

自己点検評価報告書は、次の構成で作成してください。自己点検評価報告書の全体的なイメージは、「自己点検評価報告書イメージ（全体）」（26頁）を参照してください。

- ① 助産専門職大学院の現状及び特徴
- ② 目的
- ③ 章ごとの自己評価

2) 自己点検評価報告書の様式

自己点検評価報告書は、「Ⅱ 助産専門職大学院認証評価申請・自己点検評価等実施要項、3助産専門職大学院自己評価の各評価基準」（28頁）および「自己点検評価報告書」（様式2）に沿って、当機構のWEB (<http://www.josan-hyoka.org/>)で配布している自己点検評価報告書様式ファイルにより、作成してください。

自己点検評価報告書様式ファイルは、MS-Word版を用意していますので、適宜ダウンロードしてください。

- ① 自己点検評価報告書は、A4縦置・横書きで作成してください。
- ② 「助産専門職大学院の現状及び特徴」のページ以降、中央下に通し番号を付けてください。
- ③ 各ページの右上に助産専門職大学院名を記述してください。（表紙を除く。）

2 自己評価結果等の記述要領

1) 助産専門職大学院の現状及び特徴

助産専門職大学院の現状及び特徴は、当機構において評価を実施する際の参考とするとともに、評価報告書に掲載し、社会にわかりやすく紹介するためのものです。

この趣旨を踏まえ、以下の内容構成によって**1,600**字（横**40**字×縦**40**行）以内で簡潔に記述してください。なお、フォントは明朝体 11 ポイントを使用してください。

(1) 現状

① 助産専門職大学院名

助産専門職大学院の名称を記述してください。

② 所在地

助産専門職大学院の所在地とし、都道府県、市町村名まで記述してください。

③ 学生数及び教員数

受審年度の5月1日現在の、学生数及び教員数（内数として実務家教員数）を記述してください。教員数については、休職や長期海外渡航者を除く専任教員（教授、准教授、その他）の現員数を記述してください。

(2) 特徴

助産専門職大学院の沿革・理念を踏まえ、また、教育目的の背景となる考え方も含め、助産専門職大学院の特徴が表れるように記述してください。

2) 目的

(1) 21頁のⅡの「1 目的の記載」を踏まえ、助産専門職大学院の目的を **1,600**字以内（横 **40** 字×縦 **40** 行）で記載してください。なおフォントは明朝体 11 ポイントを使用してください。

(2) 記載内容は、評価報告書に掲載し公開します。

3) 根拠となる資料・データ等の示し方

(1) 資料・データ等は、原則として「現状と評価」の本文中に記述した事項との関係が容易に確認できる位置に記載してください。（コピーの貼り付けや差込でも構いません。）その際、資料・データ等を記載することにより本文が読みにくくならないよう、本文中に記載する資料・データ等は必要最小限としてください。また、本文中に記載することで読みにくくなる場合には、別添として記載してください。本文中又は別添の資料・データ等には、その名称や出典を必ず明記してください。

(2) 資料・データ等の記載に際し、縮小して貼付する場合等には、内容が明確に判別できるようにしてください。判別の困難な資料・データ等については、再提出していただく場合もあります。

(3) 資料・データ等には、対象助産専門職大学院で作成した自己点検評価報告書や

外部検証（評価）報告書の該当部分等も活用できます。

- (4) 本機構の評価に当たり、資料・データ等が不足していると判断される場合には、関係資料の追加提出を求めることがあります。
- (5) 「Ⅱ 助産専門職大学院認証評価申請・自己点検評価等実施要項、3 助産専門職大学院自己評価の各評価基準」（28頁）に、根拠となる資料・データ等の例示を掲載しましたので適宜利用してください。
- (6) 章ごと、添付資料ごとに見出しインデックスを貼り付け、資料を見易くするのにご協力ください。

4) 章ごとの自己評価

- (1) 基準ごとに、解釈指針の内容を踏まえ自己評価結果を記述してください。フォントは明朝体 11 ポイントを使用してください。なお、根拠となる資料・データ等は、字数制限外とします。記述に当たっては、章ごとにページを改めてください。
- (2) 章ごとの自己評価は章によって、基準及び解釈指針の内容や数が異なりますので、字数制限を踏まえつつ、原則として 50,000 字程度で調整して記述してください。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1-1 助産専門職大学院の理念

基準1-1-1 助産専門職大学院においては、その理念を明確に定め、それを教育的や教育目標として、教育課程に反映していること。

(現状と評価)
.....
..... 「根拠となるデータ名」
..... (出典.....)

基準1-1-2 助産師専門職大学院においては、その理念を学内に周知し、学外に公表していること。

(現状と評価)
.....
.....

「根拠となるデータ名」
..... (出典.....)

:

(優れた点及び改善を要する点等)
.....

-〇-

自己評価様式ファイルに記載されています。

目的に照らし、解釈指針の内容を踏まえて、当該基準の状況が明確になるよう記述してください。

根拠となる資料・データ等は、状況説明等との関係が容易に確認できる位置に記載してください。(データ名、出典を必ず明記してください)

以下、同様に、現状と評価について記述してください。

基準ごとの分析の中から、目的に照らして特に重要と思われる点を抽出し、記述してください。抽出する記述がない場合は「該当なし」と記述

自己点検評価報告書イメージ（全体）

助産専門職大学院認証評価
自己点検評価報告書

〇〇大学大学院〇〇研究科

平成〇〇年〇月
〇 〇 大 学

I 対象助産専門職大学院の現状及び特徴

1 現状
(1) 助産専門職大学院
 (研究科・専攻)名
(2) 所在地
(3) 学生数及び教員数

2 特徴
.....
.....
.....
.....

- 1 -

II 目的
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

- 2 -

III 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念・目的
1 基準ごとの分析
1-1 教育の理念・目的
 基準1-1-1
 (現状と評価)
.....
 (根拠となるデータ)
.....

- 3 -

第1章

(優れた点及び改善を要する点等)
.....
.....
.....
.....
基準1-1-2
 (現状と評価)
.....
 (根拠となるデータ)
.....

- 〇 -

.....
.....
.....
(優れた点及び改善を要する点等)
.....
.....
.....
.....
.....
.....

- 〇 -

第2章 〇〇〇〇
1 基準ごとの分析
〇-〇 〇〇〇〇
 基準〇-〇-〇
 (現状と評価)
.....
 (根拠となるデータ)
.....
(優れた点及び改善を要する点等)
.....
.....

- 〇 -
- 〇 -
- 〇 -

第2章

第3章 〇〇〇〇
1 基準ごとの分析
〇-〇 〇〇〇〇
 基準〇-〇-〇
 (現状と評価)
.....
 (根拠となるデータ)
.....
(優れた点及び改善を要する点等)
.....
.....

- 〇 -
- 〇 -
- 〇 -

第3章

第9章 情報の公開・説明責任
1 基準ごとの分析
9-1 情報の公表・説明責任
 基準9-1-1
 (現状と評価)
.....
 (根拠となるデータ)
.....
(優れた点及び改善を要する点等)
.....
.....

- 〇 -
- 〇 -
- 〇 -

第9章

「現状と評価」「根拠となるデータ」については、各基準すべてに必ず記述してください。「優れた点と改善すべき点」については、基準ごとに該当することがある場合に限って記述してください。

3 自己点検評価報告書の提出方法

1) 提出方法

(1) 自己点検評価報告書 10部

両面印刷したものを提出してください。

(2) 自己点検評価報告書の電子媒体 1部

①自己点検評価報告書データをPDFファイルとして保存した、CD-Rを提出してください。なお、「助産専門職大学院名」並びに「助産専門職大学院認証評価」と記入したラベルを貼付してください。

②電子媒体で提出する自己点検評価報告書データについては、次の点に注意してください。

- ・外字は使用しないでください。
- ・漢字コードは、原則としてJIS第1、第2水準の範囲で使用してください。また、機種に依存する文字は、できる限り使用しないでください。

(例) 単位記号、省略文字、囲み数字等・人名等でJIS第1、第2水準にない漢字は、代替文字もしくは、かな書きとしてください。なお、Unicodeが使用できるワードプロセッサソフトで作成される場合は、それに含まれる漢字を使用しても結構です。

2) 提出締切及び提出先

(1) 提出締切 実施年度の6月末日必着

(2) 提出先 〒111-0054 東京都台東区鳥越2丁目12-2

日本助産師会館3階

特定非営利活動法人日本助産評価機構

助産専門職大学院認証評価部 宛

(3) 封筒の表面の左側部に「助産専門職大学院認証評価自己点検評価報告書在中」と朱書きで表示してください。

3) その他

(1) 提出された書類に記述等の不備がある場合には、再提出又は追加提出を求められることがあります。

(2) 評価報告書に掲載される「助産専門職大学院の現況及び特徴」や「目的」について、指定した分量を超える場合には、再提出を求められることがあります。

3 助産専門職大学院自己評価の各評価基準

第1章 教育の理念・目的

助産専門職大学院の目的は、専門的な助産知識及び、高度な助産技術および他職種との協働を含む管理的な能力を身につけた実践者、あるいは、教育指導者として幅広い教養、豊かな人間性ならびに高い職業倫理等を備えた助産師を養成することにある。助産専門職大学院は21世紀の社会において助産師に期待される役割を十全に果たし、国際的に通用するような人的基盤の確立という重要な使命を担っている。

助産専門職大学院は、この理念・目的ならびに教育目標を掲げ、その実現に向けて教育活動等を行うに必要な組織・制度を整備し、人材育成を行うことが肝要である。

この章においては、評価対象となる助産専門職大学院の理念として、教育に対する価値観や使命および、それを実現するための教育目的について評価を行う。

助産専門職大学院の理念・目的とは、基本となる教育方針や養成すべき人材像など、当該専門職大学院の構成員が一丸となって実現を目指すべき方向である。また教育目標とは、目的の実現のために設定される具体的な到達課題であり、適切な方法によってその達成度の評価が可能なものである。

1-1 助産専門職大学院の理念

1-1-1

助産専門職大学院においては、その理念を明確に定め、それを教育目的や教育目標として、教育課程に反映していること。

解釈指針 1-1-1-1

助産専門職大学院の理念が明文化されていること。

解釈指針 1-1-1-2

助産専門職大学院の教員は、その理念がどのように教育内容に反映されているかを明確に説明できること。

1-1-2

助産専門職大学院においては、その理念を学内に周知し、学外に公表していること。

解釈指針 1-1-2-1

助産専門職大学院の教職員・学生および学外に対して、その理念はWEB等により知らされていること。

- 助産専門職大学院の組織（表1）
- 教育上の理念・目的、養成しようとする助産師像等の明文化された冊子等の該当箇所（研究科・専攻科概要、入学者選抜要項、WEB等の抜粋）
- 開講授業科目一覧（表2）
- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所

1-2 助産専門職大学院の教育目的

1-2-1

助産専門職大学院においては、その教育目的を明確に定めていること。

解釈指針 1-2-1-1

助産専門職大学院の教育目的が明文化されていること。

解釈指針 1-2-1-2

助産専門職大学院の教育目的は、高度な助産専門職業人が備えるべき高い倫理観、質の高い助産実践に必要な学識とその応用能力を涵養することができるような目的であること。

1-2-2

助産専門職大学院においては、その教育目的に適った教育が実施され、成果を上げていること。

解釈指針 1-2-2-1

助産専門職大学院の教育の成果は、学生の学業成績および在籍状況ならびに修了者の進路および活動状況を総合的に勘案して判断されていること。

- 教育上の理念・目的、養成しようとする助産師像等の明文化された冊子等の該当箇所（専攻科概要、入学者選抜要項、WEB等の抜粋）
- 履修モデルなど、教育課程編成のコンセプトが明示された資料
- 修了者の進路及び活動状況（助産師国家試験の受験・合格状況、修了生の就職先）が把握できる資料
- 修了生の進路状況（表3-①）、修了生国家試験受験状況（表3-②）
- 各種資格取得状況が把握できる資料
- 進路先などの関係者に対するアンケートが実施されている場合、そのデータ等

第2章 教育課程

助産専門職大学院の教育課程は、それぞれの助産専門職大学院固有の理念に沿って教育研究活動等を展開し、着実に教育成果を上げることが期待されている。

教育課程は、高度の専門性が求められる助産という職業を担うための深い学識および卓越した能力を養えるよう、助産専門職大学院の目的ならびに目標に即して、適切に編成されなければならない。

教育課程の編成にあたっては、助産専門職大学院の目的ならびに教育目標にふさわしい授業科目を体系的に配置する必要がある。

助産専門職大学院が十分な教育上の成果をあげるためには、履修形態に応じた適切な教育方法を整備すること、とりわけ、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入し、効果的に実施する体制を整えることが必要である。

学生に対しては、授業の内容・方法、履修要件等について、シラバスを通じてあらかじめ明示しなければならない。

成績評価ならびに単位認定にあたっては、助産専門職大学院の目的を踏まえ、評価の公正性および厳格性を担保できる適切な仕組みを導入しなければならない。また、それらの基準および方法に基づいて成績評価や単位認定を行う必要がある。

教育目標を達成するために、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するとともに、学生の学修意欲をいっそう促進する適切な履修指導を行う必要がある。

さらに、助産専門職大学院は、教育活動等を通じていかなる教育効果があがっているかを不断に検証することが重要である。そのためには教育効果を測定する上で有効な種々の方法を開発・活用するとともに、教育内容・方法等の改善を図るための組織的な体制を整備し、恒常的に改善努力を行うことが必要である。

2-1 教育内容

2-1-1

高度な助産実践に必要な授業科目が配置されていること。授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものとなっていること。

解釈指針 2-1-1-1

科目群は、原則として（１）基盤助産科目群（２）応用助産科目群（３）統合助産科目群（４）その他をさす。

（１）基盤助産科目群は、自立して、マタニティサイクルにおける正常とその逸脱を判断でき、ケアに必要な高度な知識と技術を修得するための科目をさし、それらには、ウイメンズヘルスに関する広範な知識の修得、生殖先端医療に伴う生命倫理、遺伝に関するケア能力を修得する科目等を含むこと。（２）応用助産科目群は、高度な助産技術および他職種との協働を含む管理的な能力、あるいは教育指導に携わる能力、応用的・先端的な助産領域に関する内容、国際的な母子保健問題に対応する能力、その他の助産に関する多様な内容の修得科目群であって、基盤助産科目群以外のものが助産専門職大学院の理念に基づいて構成されていること。（３）統合科目群は、助産における理論と実践を統合し、エビデンスに基づいた質の高い実践力を修得する科目等を含むこと。（４）その他は上記以外の科目をさす。

解釈指針 2-1-1-2

専門職業人としての職業倫理に関する授業科目を設けていること。

2-1-2

カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されていること。

また、学生に対して、授業の内容・方法、履修要件等について、シラバスを通じてあらかじめ明示されていること。

2-1-3

各授業科目における授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に照らして適切であること。

- 教育上の理念・目的、養成しようとする助産師像等の明文化された冊子等の該当箇所（専攻科概要、入学者選抜要項、WEB 等の抜粋）
- 開講授業科目一覧（表 2）
- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所
- 基礎となる課程のカリキュラムが把握できる資料
- 授業科目別学生数（表 4）
- 実習内容一覧（表 5）
- 授業時間割表

2-2 教育方法

2-2-1

助産専門職大学院においては、講義・事例検討・実習または質疑応答・討議その他の方法による少人数による双方向的あるいは多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることに鑑み、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていること。

解釈指針 2-2-1-1

助産専門職大学院においては、すべての授業科目について、当該授業科目の性質および教育課程上の位置づけに鑑みて、基準 2-2-1 に適合する数の学生に対して授業が行われていること。

解釈指針 2-2-1-2

基準 2-2-1 にいう「学生数」とは、実際に当該授業科目を履修する者全員の数を指し、次に挙げる者を含む。

- ① 当該授業科目を再履修している者。
- ② 当該授業科目の履修を認められている対象専門職大学院学生および科目等履修生。

2-2-2

助産専門職大学院における授業は、次に挙げる事項を考慮したものであること。

- (1) 効果的に履修できるような方法で授業を実施していること。
- (2) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学修を充実させるための措置が講じられていること。

解釈指針 2-2-2-1

「授業時間外における学修を充実させるための措置」としては、例えば次に挙げるものが考えられる。

- ① 授業時間割が学生の自習時間を考慮したものであること。

- ② 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。
- ③ 予習または復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。
- ④ 授業時間外の自習が可能となるように、自習室スペースや教材、データベース等の施設、設備および図書が備えられていること。

2-2-3

助産専門職大学院は、履修科目の履修登録の上限を設定し、学生が1年間または学期毎に履修科目として登録する単位数の上限を定めていること。

- 開講授業科目一覧（表2）
- 授業科目別学生数（表4）
- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所
- 授業時間割表
- 予習・復習のために配布した資料等
- 成績評価のための方法と基準を示す資料
- 時間外に自習可能な施設・設備に関する資料

2-3 実習指導体制

2-3-1

助産実習科目の履修については、助産専門職大学院の目的を達成するために必要な実習の内容と方法が具体的に示されていること。

解釈指針 2-3-1-1

実習の具体的な内容や方法が、実習要綱に明文化され、学生と教員の双方に配布され、更に各実習施設にも常置されて、その内容や方法が周知されるよう努めていること。

解釈指針 2-3-1-2

実習要綱は、定期的にその内容が見直され、適宜改訂するよう努めていること。

2-3-2

助産実習科目の履修に際しては、学生個々の能力レベルに応じた指導体制の配慮がなされていること。

2-3-3

助産専門職大学院は、実習科目を履修する実習施設に、助産専門職大学院の目的を達成するために、1名以上の適切な指導能力を有する臨床指導者が配置されていること。

解釈指針 2-3-3-1

「臨床指導者」とは、実習施設において学生の臨床指導を主たる業務とする助産師のことをいう。この者には、実習施設に所属する助産師のほか、助産専門職大学院の実務家教員である助産師、助産専門職大学院が必要に応じて採用する非常勤の助産師等が含まれる。

解釈指針 2-3-3-2

「適切な指導能力を有する臨床指導者」とは、適切な指導のために助産師としての実務

経験や教育経験等を有し、特に高い倫理観、豊かな人間性をあわせもつ者が望ましい。

2-3-4

各実習施設に同時に配置する学生数は、当該実習施設の規模に応じ、実習の目的を達成するにふさわしい数であること。

解釈指針 2-3-4-1

「実習の目的を達成するにふさわしい数」とは、実習施設で対象となる妊産婦・褥婦・新生児の数に鑑み、実習の到達度が保証される学生の配置数をいう。

2-3-5

助産専門職大学院では、実習施設および臨床指導者と連携をとり、実習内容の質の向上に努めていること。

解釈指針 2-3-5-1

助産専門職大学院と実習施設の間で実習連絡会議や実習指導者相談会などが組織されており、定期的に公的な話し合いがもたれていること。

2-3-6

助産専門職大学院は、実習科目の目的に合致した助産活動を行っている実習施設を確保していること。

- 開講授業科目一覧（表2）
- 実習内容一覧（表5）
- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所
- 授業時間割表
- 実習要綱
- 個々の学生の背景に応じた配慮がなされていることが明示されている資料
- 実習科目別実習施設一覧（表6）等実習受け入れ先等実施状況が把握できる資料
- 実習施設別概要：設備備品の整備等（表7）
- 学生定員及び在籍学生数（表8）

2-4 成績評価および修了認定

2-4-1

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という）が、学生の能力および資質を正確に反映するよう客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準に従って、成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報と共に学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

解釈指針 2-4-1-1

基準 2-4-1 (1) における成績評価の基準として、科目の性質上、不適切な場合を除き、成績評価のあり方についての方針の設定、成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていること。

解釈指針 2-4-1-2

基準 2-4-1 (2) における措置として、例えば次のものが考えられる。

- ① 成績評価について説明を希望する学生に対して、説明の機会が設けられていること。また、そのことがシラバス等に明文化されていること。
- ② 科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。

解釈指針 2-4-1-3

基準 2-4-1 (3) にいう「必要な関連情報」とは、筆記試験を行った場合については、当該試験における成績分布等に関するデータのことをいう。

解釈指針 2-4-1-4

基準 2-4-1 (4) にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）についても厳正な成績評価が行われていること。また、該当学期の授業につき一定のやむを得ない事情により筆記試験を実施することができなかった者に対して行われる試験（いわゆる追試験）について、受験者は不当な利益または不利益を受けることのないように配慮されていることなどを指す。

2-4-2

学生が在籍する助産専門職大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該助産専門職大学院における単位を認定する場合は、当該助産専門職大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

2-4-3

助産専門職大学院の修了要件は、専門職大学院設置基準の定めを満たすものであること。この場合において、次に掲げる取り扱いをすることができる。

- (1) 教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を助産専門職大学院が修了要件として定める 30 単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該助産専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。
- (2) 教育上有益であるとの観点から、当該助産専門職大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、(1) による単位と合わせて助産専門職大学院が修了要件として定める 30 単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該助産専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

解釈指針 2-4-3-1

修了の設定に必要な修得単位数は、助産専門職大学院が適切に設定する。

2-4-4

教育内容および方法の改善を図るために、組織的な研究および研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD 体制）が整備され、実施されていること。

また、学生および教員による授業評価が組織的に実施されていること。学生による授業評価、教員評価等を総合的に判断し、その結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されていること。

解釈指針 2-4-4-1

学生による授業評価および教員による授業評価に加えて、就職先等からの評価を実施することが望ましい。

- 成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要素の明確化等が明示された規則等
- シラバスの成績評価内容を示した箇所
- 実際の各科目成績評価の分布状況が把握できる資料
- 各種試験（期末試験、再試験、追試験等）の実施要領、実施状況が把握できる資料
- 修了に必要な修得単位数など、修了要件、修了認定に関して定めた規則
- 他の機関における履修による単位認定に関して定めた規則
- 他の機関において修得した授業科目の内容が把握できる資料等

第3章 入学者選抜

助産専門職大学院は、それぞれの助産専門職大学院の理念・目的ならびに教育目標を達成することができるよう、適切な入学者選抜の方針を定め、それに基づいて適切かつ公正に学生を受け入れなければならない。さらに助産専門職大学院は、教育効果を高めるために、入学者選抜の方針・方法等について不断に検証し、その改善・向上に努めることが必要である。

3-1 入学者選抜

3-1-1

助産専門職大学院は、入学者選抜について、公平性、透明性、多様性の確保を前提とし、助産専門職大学院の理念・目的に照らして、適切な選抜方針、選抜基準および選抜手続きを明確に規定し、公開していること。

解釈指針 3-1-1-1

助産専門職大学院には、入学者の能力等の評価、その他の入学者選抜に係る業務を行うための責任ある体制がとられていること。

解釈指針 3-1-1-2

入学志願者に対して、当該助産専門職大学院の理念・目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等について、事前に周知するように努めていること。

3-1-2

入学者選抜にあたっては、助産専門職大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

解釈指針 3-1-3-1

入学者選抜において、複数の適性試験の結果を考慮する場合、その内容・方法は適切であること。また、その内容・方法が事前に公表されていること。

3-1-3

入学者選抜が入学者選抜の基準および手続きに従って実施されていること。

3-1-4

学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されていること。

- 入学者選抜業務に関する体制（実施体制）等に関して定められた規則
- アドミッション・ポリシー本文（入学者選抜要項等の刊行物やWEBなど、公表されている資料の抜粋）
- 公表・周知の状況が把握できる資料（刊行物の配布先・配布数・WEBの利用状況等）
- 入学者選抜要項
- 過去3年間の入学試験問題
- 入学者選抜の審査基準に関して定めた規則
- 入学試験成績の開示に関する資料
- 入学者選抜に関する体制等の見直しが行なわれていることが解る会議資料、議事録等

3-2 収容定員と在籍者数

3-2-1

助産専門職大学院の在籍者数については、収容定員に対して著しい欠員ないし超過が恒常的なものにならないよう対応等が講じられていること。

解釈指針 3-2-1-1

基準 3-2-1 に規定する「収容定員」とは、入学定員の2倍の数をいう。また、同基準に規定する「在籍者」には、休学者を含む。

解釈指針 3-2-1-2

在籍者数が収容定員に対して著しい欠員ないし超過になった場合には、かかる状態が恒常的なものにならないための措置が講じられていること。

- 志願者・合格者・入学者数の推移（表9）
- 学生定員及び在籍学生数（表8）
- 助産専門職大学院の運営に関する委員会の議事録等

第4章 学生への支援体制助産専門職大学院は、それぞれの助産専門職大学院の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、学生の心身の健康や経済状況等に関する相談・支援体制等の学修環境を整備することを通じて、学生生活に適切に配慮しなければならない。

4-1 学修支援

4-1-1

学生が在学期間中に助産専門職大学院課程の履修に専念できるよう、また、教育の成果をあげるために、助産専門職大学院の目的に照らして、履修指導、学習相談や助言体制の整備が十分になされていること。

解釈指針 4-1-1-1

履修指導においては、助産専門職大学院が掲げる目的に照らして適切なガイダンスが実施されていること。

解釈指針 4-1-1-2

助産の有資格者および未資格者それぞれに応じた履修指導の体制が整備され、履修指導が効果的に行われていること。

- 説明会、ガイダンス等の履修指導の実施状況が把握できる資料
- 説明会、ガイダンス等で配布された資料、担当者及び対象者の参加状況が把握できる資料

4-2 生活支援等

4-2-1

学生が在学期間中に助産専門職大学院課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言や支援体制が整備されていること。

解釈指針 4-2-1-1

助産専門職大学院は、多様な措置（奨学基金、修了生等の募金、他の団体等が給付または貸与する奨学金への応募の紹介等）によって学生が奨学金制度等を利用できるように整備されていること。

4-2-2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談・助言体制が整備されていること。

4-2-3

学生の能力および適性、志望に応じて、主体的に助産の専門家としての進路を選択できるように、必要な情報の収集、提供、および指導・助言体制が整備されていること。

解釈指針 4-2-3-1

学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、適切な相談窓口を設置するなど、支援体制が整備されていること。

- 学修相談、助言体制に関して定められた規則
- 学生の意見を汲み上げる制度が把握できる資料

- 相談・助言、支援体制の整備状況
- 奨学金や教育ローンなどの募集要項、規則、利用実績が把握できる資料
- 奨学金給付・貸与状況（表 1 1）
- 授業料等減免の状況（表 1 2）
- 学修相談のために整備された施設等に関する資料
- 各種ハラスメント等に対応するための委員会の規則、ガイドライン
- 保健センター、学生相談室等の概要
- 学生の利用状況や具体的事例が把握できる資料（健康相談、学習相談等について）
- 進路選択について学生に配慮していることが把握できる資料
- 職業支援（キャリア支援）に関する委員会、センターの概要、組織図
- 進路説明会、進路指導等の実施状況が把握できる資料
- オフィスアワーが設定されている場合、シラバス等その内容の明示された資料や周知状況の把握できる資料（刊行物、プリント、WEBの該当箇所等）

第5章 教員組織

助産専門職大学院は、それぞれの助産専門職大学院の目的および教育目標を達成することができるよう、適切な教員組織を設けるとともに、これにふさわしい教員を配置することが必要である。また、助産専門職大学院は、将来にわたり教育活動等を維持するに十分な教育能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するために、透明性のある手続を定め、その公正な運用に努めなければならない。

5-1 教員の資格と評価

5-1-1

助産専門職大学院においては、各研究科および専攻の種類ならびに規模に応じて、教育上必要な教員が置かれていること。

5-1-2

基準 5-1-1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 当該専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者。
- (2) 当該専攻分野について、高度の技術技能を有する者。
- (3) 当該専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者。

5-1-3

教員の採用および昇任に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

- 教員組織等（表13、表14、表15、表16、表17、表18）
- 開講授業科目一覧（表2）
- 教員の採用及び昇任に関する規則等
- 教員の採用及び昇任に関する委員会組織、役割と責任、及び関連が把握できる資料
- 改善のために設置された組織に関して定められた規則
- 授業評価アンケートを行っている場合、そのデータ等
- 自己点検および自己評価等の評価の検証に関する資料
- ファカルティ・ディベロップメントに関する委員会や講演会等に関する資料（議事録、配付資料、参加状況等）

5-2 専任教員の配置と構成

5-2-1

助産専門職大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一および別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一および別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人あたりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（少数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

解釈指針5-2-1-1

各教員の担当科目数や担当時間数について、極端な偏りがないよう配慮されていること。

解釈指針5-2-1-2

各教員の年齢構成に著しい偏りがないように努めていること。

5-2-2

5-2-1で規定される専任教員は、専攻分野に応じた担当科目に配置されていること。

5-2-3

5-2-1で規定される専任教員数のおおむね3割以上は、助産に関するおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。

- 教員組織等（表14、表15、表16、表17、表18）

第6章 施設、設備および図書館等

助産専門職大学院は、それぞれの助産専門職大学院の目的ならびに教育目標を達成する

ことができるよう、学生数・教員数の組織規模等に応じて、適切に施設・設備を整備するとともに、教育活動等に十分な図書などの資料を整備する必要がある。

助産専門職大学院は、コンピュータその他の情報関連設備を含めて、教育形態に対応する施設・設備を整える必要がある。

6-1 施設の整備

6-1-1

助産専門職大学院には、その規模に応じて、教員による教育および研究ならびに学生の学修その他、当該助産専門職大学院の運営に必要で十分な種類、規模、質および数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。

解釈指針 6-1-1-1

教室、演習室、実習室は、当該助産専門職大学院におけるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができるだけの規模、質および数が備えられていること。

解釈指針 6-1-1-2

教員室は、少なくとも各専任教員につき1室が備えられていることが望ましい。非常勤教員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースが確保されていることが望ましい。

- 助産専門職大学院管理の施設の概要・見取り図等
- 施設の整備計画・利用計画が把握できる資料
- 講義室・演習室の面積・規模（表19）
- 専任教員の研究室（表20）

6-2 設備の整備

6-2-1

助産専門職大学院には、教員による教育および研究ならびに学生を支援するのに必要な設備が整備されていること。

- 助産専門職大学院管理の施設の概要・見取り図等
- 施設の整備計画・利用計画が把握できる資料
- 講義室・演習室の面積・規模（表19）
- 専任教員の研究室（表20）
- 教育研究のための機器・備品の数（表21）

6-3 図書館の整備

6-3-1

図書館には学生の学習および教員の教育研究のために、必要かつ十分な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。図書館の開館時間は

学生の学習および教員の教育研究のために、十分に確保されていること。

- 図書館案内・利用規程等
- 図書館に携わる職員に関する資料
- 図書・資料の所蔵数（表 2 2）
- 図書館に備えられた機器のリスト（表 2 3）

第 7 章 管理運営等

助産専門職大学院は、それぞれの助産専門職大学院の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、明文化された学内規程等に従って適切に管理運営を行わなければならない。

管理運営に関する規程等の整備とその運用にあたっては、管理運営組織の独自性・自主性、意思決定の適切性・効率性、自律性等に十分に配慮しなければならない。

また、助産専門職大学院の管理運営は、関係する学部・研究科や全学的諸機関との適切な連携のもとに行われることが必要である。

7-1 管理運営体制

7-1-1

助産専門職大学院の管理運営に関する規程等が整備されていること。

7-2 管理運営の仕組み

7-2-1

助産専門職大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい運営の仕組みが整備され、実施されていること。

解釈指針 7-2-1-1

助産専門職大学院の運営に関する重要事項を審議する会議組織がおかれていること。

助産専門職大学院の運営に関する会議は、当該助産専門職大学院の専任教授により構成されていること。ただし、運営に関する会議の定めるところにより、准教授その他の職員を加えることができる。

解釈指針 7-2-1-2

助産専門職大学院には、運営に関する専任の長が置かれていること。

7-2-2

重要事項を審議する会議では、助産専門職大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜および教員組織等に関する事項が審議されていること。

解釈指針 7-2-2-1

「専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員」（平成 15 年文部科

学省告示第 53 号第 2 条第 2 項) により助産専門職大学院の専任教員とみなされる者においては、助産専門職大学院の教育課程の編成等に関して責任を担うことができるように配慮されていること。

解釈指針 7-2-2-2

教学およびその他の管理運営に関する重要事項については、教授会等の助産専門職大学院固有の専任教員組織による決定が尊重されていること。助産専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されていること。

- 組織・運営に関する規定等
- 助産専門職大学院の運営に関する委員会の議事録等
- 過去 3 年間の決算、及び向こう 2 年間の予算に関する資料
- 教育・研究に関する助成の状況 (表 2 4)
- 専任教員の個別研究費等 (表 2 5)

第 8 章 点検・評価

助産専門職大学院は、それぞれの助産専門職大学院の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、教育研究を適切な水準に維持するとともに、その活動を不断に点検・評価し、改善・向上に結び付ける必要がある。また、助産専門職大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表しなければならない。

8-1 結果の公表

8-1-1

助産専門職大学院の教育水準の維持向上を図り、当該助産専門職大学院の社会的使命を達成するために教育活動等の状況について、自ら点検および評価を行い、その結果を公表していること。

- 教育活動等に関する重要事項を公表した資料等
- 自己点検及び評価報告書
- 自己点検及び評価結果の掲載された刊行物、WEB 等

8-2 実施体制の整備

8-2-1

自己点検および評価を行うにあたっては、その趣旨に即し、適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

解釈指針 8-2-1-1

助産専門職大学院には、教育活動等に関する自己点検および評価を行う組織が設置されていること。

- 自己点検及び評価の実施体制等に関して定められた規則
- 自己点検及び評価の活動状況が把握できる資料
- 教育活動等の状況を掲載した刊行物、WEB等

8-3 教育活動等の改善に資する体制

8-3-1

助産専門職大学院の自己点検および評価の結果は、当該助産専門職大学院の教育活動等の改善に活用するために適切な体制が整えられていること。

解釈指針 8-3-1-1

自己点検および評価においては、当該助産専門職大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し、その目標を実現するための方法および取り組みの状況等について示されていることが望ましい。

- 自己点検及び評価の活動状況が把握できる資料
- 自己点検評価の結果に基づく改善の目標とその取り組み状況が示されている資料

8-4 評価結果の検証

8-4-1

自己点検および評価の結果について、当該助産専門職大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

解釈指針 8-4-1-1

助産専門職大学院の自己点検および評価に対する検証を行う者においては、助産実務に従事し、助産専門職大学院の教育について広くかつ高い見識を有する者を含むことが望ましい。

- 自己点検および評価結果について、第三者が検証することが示されている資料

第9章 情報の公開・説明責任

助産専門職大学院は、透明性の高い運営を行うとともに、自らの諸活動の状況につき、社会に対し積極的に情報公開に努め、その説明責任を果たすことが必要である。

9-1 情報の公表・説明責任

9-1-1

助産専門職大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行およびウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

解釈指針 9-1-1-1

教育活動の状況については、当該専門職大学院の理念、目的、教育課程、教員組織等について公表されていること。

□ 教育活動等の状況を掲載した刊行物、WEB等

9-2 情報公開のための体制整備

9-2-1

学内外からの要請による情報公開のための規程および体制が整備されていることが望ましい。

□ 情報公開のための規程および体制の整備について明示されている資料

Ⅲ 附 則

本評価基準は、平成19年11月20日を制定日とし、当機構が認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた平成20年4月8日を施行日とする。

4 現地調査実施要項

はじめに

この現地調査実施要項は、特定非営利活動法人日本助産評価機構が実施する助産専門職大学院認証評価の一環として行う現地調査を、対象助産専門職大学院が受ける際に準備及び対応していただく事項等について記載したものです。

本要項の構成は、次のとおりです。

- 1) 現地調査の概要では、現地調査の目的等の基本的事項を記載しています。
- 2) 現地調査実施までの準備等では、現地調査実施までの各時点で対象助産専門職大学院に準備していただく事項を記載しています。
- 3) 現地調査当日の対応等では、現地調査の具体的な内容及び現地調査当日に対象助産専門職大学院に対応していただく事項を記載しています。
- 4) 現地調査スケジュールでは、現地調査作業の流れを記載しています。

各対象助産専門職大学院においては、本要項を基に準備等を進めていただき、現地調査が円滑かつ効果的に実施できるようご協力ください。

1) 現地調査の概要

(1) 目的

特定非営利活動法人日本助産評価機構（以下、「機構」という。）は、各対象助産専門職大学院を置く大学から6月末までに提出していただいた自己点検評価報告書について、助産専門職大学院認証評価委員会の下に編成する評価チームにおいて書面調査を行います。現地調査は、書面調査では確認することのできない内容等を中心にして対象助産専門職大学院の状況を調査するとともに、対象助産専門職大学院を置く大学にその調査結果を伝え、その状況等に関し、対象助産専門職大学院を置く大学との共通理解を図ることを目的としています。

(2) 実施日及び体制等

現地調査の実施日及び現地調査当日の実施スケジュールは、予定する調査が十分実施できるよう、対象助産専門職大学院の規模や、調査内容の分量等を踏まえ、機構事務局を通じて対象助産専門職大学院を置く大学と協議した上で評価チームが決定します。

現地調査参加者は、原則として、評価チームにおいて当該対象助産専門職大学院の書面調査を担当した委員で編成し、若干名の機構事務職員が随行します。

(3) 実施内容

実施内容は次の①から⑥のとおりですが、書面調査の結果によっては、調査事項を追加する場合があります。

なお、詳細については、3) 現地調査当日の対応等に記載しています。

- ① 助産専門職大学院関係者（責任者）との面談
- ② 助産専門職大学院の一般教員、支援スタッフ及び関連する教育研究施設のスタッフとの面談
- ③ 学生、修了生との面談
- ④ 教育現場の視察及び学習環境の状況調査
- ⑤ 根拠となる資料・データ等の補完的収集
- ⑥ 助産専門職大学院関係者（責任者）への現地調査結果の説明及び意見聴取

2) 現地調査実施までの準備等

現地調査実施までの準備等は、次の（1）現地調査実施日の決定、（2）現地調査スケジュールの決定に伴う準備（現地調査の1ヶ月前～）、（3）『書面調査による分析状況』

及び『現地調査時の確認事項』への対応（現地調査の3週間から4週間前～）の3段階で行っていただきます。

（1）現地調査実施日の決定

機構事務局は、対象助産専門職大学院を置く大学に対して8月～9月頃の予定を照会し、その回答に基づき、現地調査実施可能日を評価チームと調整の上、決定した現地調査実施日を実施1ヶ月前までに対象助産専門職大学院を置く大学へ通知します。

（2）現地調査スケジュールの決定に伴う準備

評価チームは、現地調査の1ヶ月前までに、現地調査スケジュール及び面談対象者の属性等並びに視察・状況調査を行う授業・実習や施設・設備等を決定し、機構事務局を通じて対象助産専門職大学院を置く大学へ通知します。対象助産専門職大学院を置く大学は、関係者のスケジュールの調整を行うとともに、通知された次の①～③について決定し、その内容が分かる資料（面談等の会場となる室名、面談対象者名簿、視察・調査のタイムテーブル等が考えられます。）を現地調査の1週間前までに機構事務局へ提出してください。

① 面談等の会場

当日使用する部屋として、

- i. 助産専門職大学院関係者（責任者）との面談用の会場
- ii. 一般教員等、学生との面談用の会場
- iii. 評価チーム打合せ室（機構関係者控室）

を用意してください。

② 面談対象者

評価チームが決定した面談対象者の属性等に基づき、対象助産専門職大学院において選定してください。

また、選定した面談対象者に対して、集合日時・場所等を連絡してください。

③ 教育現場の視察及び学習環境の状況調査の経路設定

評価チームが決定した授業・実習及び施設・設備等について、時間内に効率よく調査ができるよう、視察・状況調査の経路を対象助産専門職大学院において設定してください。

（3）「書面調査による分析状況」及び「現地調査時の事前質問事項」への対応

評価チームは、現地調査の3週間から4週間前までに、書面調査で取りまとめた「書面調査による分析状況」及び書面調査では確認することのできない内容等や根拠となる資料・データ等の提出を求める事項を取りまとめた「現地調査時の事前質問事項」を作成し、機構事務局を通じて対象助産専門職大学院を置く大学へ通知します。その際、評価チーム及び機構事務職員の参加者名も併せて通知します。

対象助産専門職大学院は、「書面調査による分析状況」に対して事実誤認等の意見が

ある場合は意見及びその理由を、また「現地調査時の事前質問事項」に対しては詳細かつ具体的な回答を作成してください。その回答は、助産専門職大学院関係者（責任者）との面談等の調査を円滑に行うために、原則として現地調査の1週間前までに根拠となる資料・データ等を記載（添付）した上で、機構事務局へ提出してください。ただし、出勤簿など、回答に際し、根拠となる資料・データ等のうち量の多いものや外部に持ち出すことが望ましくないもの等、回答に記載（添付）することが困難なものについては、評価チーム打合せ室に用意してください。

なお、上記の根拠となる資料・データ等以外のもので、自己評価の根拠となった資料・データ等についても、評価チーム打合せ室に用意してください。

3) 現地調査当日の対応等

現地調査当日に評価チームが行う主な調査事項及び対象助産専門職大学院において対応・留意していただく事項は、次のとおりです。これらを事前に把握していただき、現地調査を円滑かつ効果的に実施できるようご協力ください。

(1) 助産専門職大学院関係者（責任者）との面談

助産専門職大学院の学長をはじめとする大学院運営に責任をもつ者（学長、研究科長、専攻長、事務局長等）を対象として面談します。対象助産専門職大学院から、自己点検評価報告書に記述された内容以外で評価の参考となる事項及び現地調査の1週間前までに回答していただいた「書面調査による分析状況」及び「現地調査時の事前質問事項」に対する意見・回答の内容について、補足説明を行っていただき、その後、評価チームからの質疑に対し、応答していただきます。

(2) 学生との面談

在学生を対象とし、現に教育を受けている学生としての立場から、対象助産専門職大学院における教育活動等の状況について、評価チームからの質疑に対し、応答していただきます。そのため、率直な意見を聴取する観点から、「1 助産専門職大学院関係者（責任者）との面談」の対象者をはじめ、関係者の同席はご遠慮ください。

(3) 教育現場の視察及び学習環境の状況調査

対象助産専門職大学院は、次の①及び②の実施の際、評価チームが時間内に効率よく視察及び状況調査ができるよう、案内していただきます。

① 教育現場の視察

助産専門職大学院に求められている高度な専門職業人としての教育が行われているか（助産専門職大学院における授業が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、高度な助産専門職としての実務に必要な専門的な知識、思考力、分析力、表現力

等を修得させるため、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられているか、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われているか)を中心に調査します。

学内、演習・実習施設を視察し、その際、授業に差し支えがないと思われる範囲で、教職員や学生等に意見や感想を求めたり、質問することもあります。

② 学習環境の状況調査

学習環境（図書館、附属教育研究施設及び自主的学習・情報教育関係の施設・設備等）の状況について、実際の利便性や機能面等、実態を調査します。その際、各施設において、教職員や利用している学生に対して利用状況や利便性、満足度等を質問したり、意見を求めることがあります。また、必要に応じて、実際に図書館設備等のサービスを疑似体験させていただくこともあります。

(4) 根拠となる資料・データ等の補完的収集

評価チームは、「現地調査時の事前質問事項」に対して提出していただいた根拠となる資料・データ等及び現地においてのみ閲覧が可能な試験問題や答案等を評価チーム打合せ室において閲覧・調査します。

なお、現地調査期間中、評価チームが新たに根拠となる資料・データ等を必要と判断した場合には、追加提出を求めることがあります。（簡易な資料・データ等の場合は、現地調査期間内の提出期限とすることもあります。）

(5) 助産専門職大学院関係者（責任者）への現地調査結果の説明及び意見聴取

「(1) 助産専門職大学院関係者（責任者）との面談」と同様に助産専門職大学院長（研究科長、専攻長）、委員会委員長等の責任を有する立場にある方を対象とします。評価チームは、対象助産専門職大学院に現地調査で得られた知見や根拠となる資料・データ等の調査結果を説明し、それに対する対象助産専門職大学院からの意見を聴取することによって、事実誤認等がないかを相互確認するなど、共通理解を図ります。

なお、対象助産専門職大学院からの意見聴取において、根拠となる資料・データ等の追加提出を機構の評価チーム側が希望する場合には、現地調査終了後、1週間以内に提出することとします。助産専門職大学院関係者は評価チーム主査より現地調査以降の評価スケジュールについての説明を受け、現地調査を終了とします。

(6) その他留意事項

- ① 率直な発言をお願いしたいため、調査内容の録音・録画はご遠慮ください。
- ② 現地調査期間中、資料作成等のため、パソコン、プリンタ及び複写機等を借用させていただくことがあります。
- ③ その他、現地調査で必要となる事項についての詳細は、事前に各対象助産専門職大学院を置く大学の担当者と機構事務局とで調整させていただきます。
- ④ 現地調査において、具体的にどのように調査作業を進めるかは、対象助産専門職大

学院の規模や、調査内容の分量等により異なりますので、スケジュールは別途検討することとします。

5 評価報告書（原案）に対する意見申立

現地調査終了後に「調査報告書（案2）」をもとに、評価委員会での検討を経て、評価チームは「評価報告書（原案）」を作成し、事務局より申請助産専門職大学院に送付します。同案の電子データも機構事務局より提供されます。「評価報告書（原案）」を受け取った助産専門職大学院は、指定された期日必着で、文書により同案に対する意見を申し立てることができます。意見申立ての期限は、通常、同案を受け取ってから1ヵ月後までとなります。

申請助産専門職大学院が「評価報告書（原案）」を検討する際、最終の「評価結果」が社会に公表されることを念頭に、下記の諸点に留意してください。

- ① 使用している数値データなどに事実誤認がないか。
- ② 受けた指摘（長所、改善を要する点、勧告）が該当しているか。
- ③ 社会に公表するときにはわかりづらい表現が含まれていないか。

その上で、助産専門職大学院は①～③について「評価報告書（原案）に対する意見の申立て」（様式12）にしたがって意見を取りまとめてください。また、それぞれの意見には、その根拠を具体的に示す必要があります。なお、評価結果に反映する事実「変更」の範囲については、現地調査時までに発生したものに限定していますので、ご注意ください。

助産専門職大学院はとりまとめた意見を、当機構、理事長宛に公文書と共に電子データでも提供してください。なお、固有名詞などの誤記・誤字があった場合は、上記様式を使用せず、別の書面（様式任意）でご教示ください。

申し立てられた意見については、その採否を検討するために、機構側では評価チーム会議を行います。同会議での検討を経て、「評価報告書（原案）」が作成され、認証評価評議会に上程されます。同時に、申請助産専門職大学院へも意見申立への回答書とともに送付されます。その後、理事会で承認されます。

6 評価結果の公表

上記の評価報告書（助産専門職大学院に対する評価の過程と結果の構成および「1 認証評価結果」、「2 総評」「3 助産専門職大学院の各評価基準における評価結果」）については、申請助産専門職大学院に通知するほか、文部科学大臣に報告し、社会にも公表します。公表は、刊行物や本機構のホームページ等を通じて行います。

7 「評価報告書」に対する異議申立

助産専門職大学院は、評価結果を受領した日から2週間以内に機構に対し異議申立を行うことができます。「評価報告書」に対する異議申立を行うことができる助産専門職大学

院は以下のとおりです。

- ・ 助産専門職大学院評価において助産専門職大学院評価基準に適合していない旨の判定がなされた場合

異議申立を行う助産専門職大学院は、機構理事長宛に異議申立趣意書、評価結果に対する異議申立理由（様式14）を提出する必要があります。異議審査委員会による審査の結果報告書を基に、機構認証評価評議会は「評価報告書」を再度審議します。審議の後、理事会の了承が得られた「評価報告書」は当該助産専門職大学院に送付されますが、本評価結果に対して助産専門職大学院が再度異議申立を行うことはできません。

8 「評価結果」に対する助産専門職大学院の対応・提言に対する改善報告書の作成

本機構の助産専門職大学院評価では、助産専門職大学院の改善・改革を継続的に支援していくことを目指していることから、「改善を要する点」や「勧告」が付された助産専門職大学院は、本機構が提示した「改善を要する点」や「勧告」にどのように対応したかについて、最長3年までの間にその提言に対する改善報告書（提言に対する改善報告書の作成について、提言に対する改善報告書（様式11））を提出することになります。

9 提言に対する改善報告書の検討

本機構は、助産専門職大学院からの提言に対する改善報告書の提出を受けて、助産専門職大学院評価委員会においてその検討を行います。その結果、提言に対する改善が不十分であると判断された場合、必要に応じて再度「勧告」が付されます。こうした「勧告」への改善状況については、次の助産専門職大学院評価時に検証されることとなります。このように本機構は、助産専門職大学院と意見交換し双方の納得と合意によって、助産専門職大学院評価を行っています。また、評価結果をまとめた後も、次期、助産専門職大学院評価申請までの中間報告として改善報告書の提出を受け、継続的に助産専門職大学院評価の改善・改革を支援する体制をとっています。

10 年次報告書

当機構が認定した助産専門職大学院は、下記に定めるように、次の評価までの間、毎年度、助産専門職大学院年次報告書として、機構へ提出することとなっています。

（1）助産専門職大学院年次報告書の作成

当機構認定の助産専門職大学院は、教員組織、収容定員及び在籍者数、教育課程及び教育方法、修了者の進路及び活動状況等、機構が指定した事項についての助産専門職大学院年次報告書（様式10）を機構に提出してください

（2）助産専門職大学院年次報告書の提出

適格認定を受けた翌年度から助産専門職大学院年次報告書を作成し、各年度6月末までに機構へ提出してください。